

決 裁 欄	事務局次長	係長	係員	貸付番号	No. ー
				貸付額決定日	令和 年 月 日
種別	<input type="checkbox"/> 出産費		貸付金額	円	
	<input type="checkbox"/> 家族出産費				

共済組合
受付印

出産費資金貸付申請書

組 合 員 証	(記号)	(番号)	(氏名)
	組 合 員 証	ー	
※出産予定者が 被扶養者の場合	(被扶養者氏名)		昭和 年 月 日生 平成
	出 産 予 定 日	令和 年 月 日	所属所 名 称
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 大阪市職員共済組合貸付規程 第3条第4項第1号該当 出産予定日まで2ヵ月以内の者又は出産予定日まで2ヵ月以内の被扶養者を有する者		
	<input type="checkbox"/> 大阪市職員共済組合貸付規程 第3条第4項第2号該当 妊娠4ヵ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4ヵ月以上の被扶養者を有する者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者		
記 入 欄	上記のとおり申請します。 令和 年 月 日		
	組合員 (借受人)	住 所 _____ 職 場 印 _____ 氏 名 _____ 印 自宅 印 _____	大阪市長 あり
振 込 口 座	下欄に振込口座を記入してください。(郵便局は不可)		
銀 行 金 庫	支店	口座番号	口座名義(カタカナ)

所属所
受付印

※ 出産費等の医療機関等への直接支払制度もしくは、受取代理制度を利用する場合は、出産費資金貸付制度の利用ができないので、ご注意ください。

注意事項

- 1 資金の貸付を受けることができる者は、当組合の組合員(組合員であった者を含む。)であって出産費又は家族出産費の支給を受ける見込みがあり、かつ、大阪市職員共済組合貸付規程の各号のいずれかに該当する者です。
- 2 添付書類
(規程第3条第4項第1号)該当者 母子健康手帳の写しその他出産予定日まで2ヵ月以内であることを証明する書類
(規程第3条第4項第2号)該当者 母子健康手帳の写しその他妊娠4ヵ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書
- 3 貸付金の返済は貸付対象となった出産費又は家族出産費のうち貸付金相当額を充当して行います。
- 4 貸付期間は貸付対象となった出産費又は家族出産費が支給されるまでの間とします。
- 5 虚偽の申請や不正の手段により貸付を受けたときは、即時返済していただきます。

出産費資金貸付金借用証書

借用金額

円也

大阪市職員共済組合貸付規程に基づき、上記金額を借用しました。ついては、次の条件をもって相違なく償還いたします。

記

- 大阪市職員共済組合理事長を代理人と定めて、出産費又は家族出産費支給額のうち、借用金相当額を受領に関する一切の権限を委任します。
- 当該借用金にかかる出産費又は家族出産費が不支給となったときは、理事長の指定する日までに償還します。
- その他、規程の定めるところにより、借用金の一部又は全部を即時に償還しなければならなくなったときは遅滞なく償還します。

令和 年 月 日

大阪市職員共済組合理事長 様

住 所

組 合 員
(借受人)

氏 名

印

捨印